

第6次生駒市総合計画第3期基本計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本市の市政運営の指針となる、第6次総合計画第2期基本計画は令和6年度から開始し、令和9年度末をもって計画期間満了となる。今後も、将来直面する人口減少や複雑な行政課題に対応し、市の地域特性を踏まえた新たなまちづくりに計画的に取り組んでいく必要がある。そこで、本市の現状と課題等を把握し、現行の第2期基本計画の検証も踏まえて、令和10年度以降のまちづくりの指針となる第6次生駒市総合計画第3期基本計画（令和10年～13年度）を令和8年度から令和9年度にかけて策定するため、その策定を支援することが本業務の目的である。

(2) 業務名

第6次生駒市総合計画第3期基本計画策定支援業務

(3) 業務内容

別紙「第6次生駒市総合計画第3期基本計画策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和10年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

14,993,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) グループ又は共同企業体（以下「グループ」という。）による提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格(1)から(5)までをすべて満たさなければならない。また、グループの代表は、その責任において本業務全体の進捗管理及び取りまとめ等を行うこととする。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年7月3日（金）15時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
提出先：kikaku@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和8年7月8日（水）
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

以下のア～スを提出すること。

ただし、本市の令和8年度物品・委託業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、コ～スを省略することができる。

- ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）
- イ 会社概要（様式3）
令和8年6月1日時点の内容で記載すること
- ウ 技術者の概要（様式4）
令和8年6月1日時点の内容で記載すること
- エ 業務実績調書（様式5）

令和3年度から公告日以前に地方公共団体が発注した総合計画又は地方版総合戦略の策定に係る業務を受託し、完了した実績について記載すること。ただし、事業内容が分かる資料を添付し、受託実績の概要が掲載されているURLがある場合、該当するURLについても記載すること。

オ 技術者の概要、技術責任者の経歴及び実績等調書等（様式6・様式7）

本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）と本業務の担当者（統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者など）のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴（令和3年度から公告日以前に地方公共団体が発注した総合計画又は地方版総合戦略の策定に係る業務を受託し、完了した実績。業務責任者として従事した業務に限る。）を記載した名簿

カ 再委託調書（様式8）※再委託をする場合のみ

他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は提出すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

キ グループ協定書（様式9）※グループによる提案の場合のみ

ク 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

ケ 参考見積書（任意様式）

（ア）消費税及び地方消費税を抜いた金額と、消費税及び地方消費税10%を合計した金額が分かるように記載すること。

（イ）参考見積書には、「内訳書」を添付すること。なお、内訳書は、別紙「第6次生駒市総合計画第3基本計画策定支援業務仕様書」の「3.業務内容」の大項目（(1)・(2)）及び小項目（①～⑤）単位に対応する経費が分かる形で作成すること。

（ウ）仕様書において発注者が行うことを明記しているもの以外の経費については、受注者が負担するものとして見積もること。

（エ）独自提案がある場合は、見積金額及び内訳に含めること。

（オ）参考見積書は受託候補者に選定された場合の契約額を確約するものではない。また、参考見積書の合計金額が「2.業務に要する費用（予定価格）」を超えた場合は失格となるので、注意すること。

【本市の令和8年度物品・委託業務者登録申請書を提出している者は、以下の書類は提出不要】

コ 誓約書（暴力団排除関係）（様式10）

※グループによる提案の場合は、全ての構成団体分を提出すること

サ 委任状（様式11）

※本プロポーザルに関して代理人を定め一切の権限を委任する場合のみ

シ 納税証明書（①法人市民税、②納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）（申請提出時前3カ月以内のものに限る。写し可）

ス 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）（申請提出時前3カ月以内のものに限る。写し可）

(2) 必要部数

アからキまで及びケからスまで・・・原本1部、電子データ（PDF）

※本市の令和8年度物品・委託業務者登録申請書を提出している者は、コからスまでの書類は提出不要とする。

ク・・・原本1部、コピー9部、電子データ（PDF）

(3) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に従って作成すること。

(4) 提出期限等

① 提出期限 令和8年7月15日（水）15時まで（必着）

② 提出場所 生駒市役所経営企画部企画政策課

③ 提出方法 紙媒体については、持参又は郵送によること。電子データについては、電子メールにより提出し、到着確認のため必ず電話にて連絡すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出先電子メールアドレス：kikaku@city.ikoma.lg.jp

連絡先電話番号：0743-74-1111（内線4161）

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書を下記7①～⑩で示す評価基準に基づいて審査する。一定の評価に達し、かつ高い評価を得た提案者を3者選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施できるものとする。

実施日：令和8年7月21日（火）予定

(2) 第2次審査（書類審査及びヒアリング等による審査（以下、「ヒアリング等」））

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてプレゼンテーションによる（オンラインでの参加は不可とする）ヒアリング等を実施し、下記7①～⑩で示す評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、審査委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、特定者なしとできるものとする。

①実施日：令和8年7月24日（金）予定

※実施時間、場所等の詳細については別途通知する。なお、第1次審査を省略する場合も、令和8年7月24日（金）に実施する。

②出席者3名以内とする。

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付け時間も含め、1者につき20分以内程度とする。

イ プレゼンテーション終了後、15分以内程度で審査員からのヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること、会場、スクリーン、

プロジェクター及び電源については本市で用意する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面及び電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を書面及び電子メールで通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

審査項目		評価基準	配点
事業者	①-1 会社の業務実施	令和3年度から公告日以前に地方公共団体が発注した総合計画又は地方版総合戦略の策定に係る業務を受託し、完了した実績があるか。(1件につき1点、最大5点)	5点
	①-2 技術責任者の業務実績	令和3年度から公告日以前に地方公共団体が発注した総合計画又は地方版総合戦略の策定に係る業務を受託し、完了した実績があるか。(1件につき1点、最大5点)	5点
見積書	②見積金額	見積金額に関する評価	10点
企画提案書・ヒアリング	③企画提案の明瞭度、意欲	企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。さらには熱意及び意欲を有しているか。	5点
	④現状の把握	・生駒市の現状及び課題を的確に把握しているか。 ・第6次生駒市総合計画基本構想及び第2期基本計画の内容を理解・把握したうえでの提案となっているか。	5点
	⑤基本構想の評価及び検証	・第6次生駒市総合計画基本構想の達成度評価と見直し等の支援に係る効果的な手法を提案しているか。 ・効果的な市民意見聴取の設問設計や対面での意見聴取内容を提案しているか。また、聴取した市民意見の効果的な反映方法を提案しているか。	15点
	⑥基本的施策及び経営的施策の作成	・本市職員が基本計画案の作成プロセスを理解できる研修内容となっているか。 ・基本計画案を作成するにあたり、本市職員が記載事項を主体的かつ論理的に検討できるような作成プロセスの提案となっているか。 ・効果的な市民意見聴取の方法を提案しているか。また、聴取した市民意見の効果的な反映方法を提案しているか。 ・進行管理においても効果的にPDCAサイクルを回すことができる仕組みが提案されているか。	30点
	⑦地方版総合戦略に位置付ける戦略的施策の作成	ロジックモデルの整理、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIの設定等について、本市職員が議論しやすい提案となっているか。 ・進行管理においても効果的にPDCAサイクルを回すことができる仕組みが提案されているか。	20点
	⑧追加提案	仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。	5点
	合計		100点

8 日程

公示	令和8年6月25日
質問受付締切	令和8年7月 3日 15時00分まで
質問回答	令和8年7月 8日
企画提案書等受付締切	令和8年7月15日 15時00分まで
第1次審査	令和8年7月21日（予定）
第2次審査	令和8年7月24日（予定）
結果通知・契約締結・業務開始	令和8年7月下旬（予定）

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用（予定価格）」を越えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 企画提案書等の提出後、発注者の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 「業務実施体制各種調書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 経営企画部 企画政策課（担当：白川・北廣）

住 所 〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話番号 0743-74-1111（内線4161）

電子メールアドレス kikaku@city.ikoma.lg.jp